

乙のはら

10月号

令和 3 年
(2021 年)
No.509

檜原村総合防災訓練



・・・主な内容・・・

令和2年度決算のあらまし.....	2～7
株式会社めるか檜原令和2年度決算状況について.....	8
住宅入居者募集について.....	8
秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券について.....	9
檜原村定住促進空き家活用事業について.....	10
農機具無料点検について.....	17
インフルエンザ予防接種について.....	20
介護保険料の減免について.....	21

令和2年度 決算のあらまし

令和2年度における村の歳入歳出決算について、一般会計を中心にお知らせいたします。

令和2年度は、少子・高齢化対策をはじめとする福祉施策、生活基盤の整備・充実、自然との共生、教育の充実、過疎対策等に向け、さまざまな事業を行いました。

主なものとしては、バス路線の維持、ひのほら緑（力）創造事業（沿道立木の伐採等）、定住促進（空家）補助事業、保育所運営委託、後期高齢者医療費助成、獣害対策事業、森林再生（間伐）事業、水の浸透を高める枝打ち事業、トイビレッジ事業（おもちゃ美術館）、地場産材活用事業、エコツーリズム推進事業、じゃがいも焼酎関連事業、農道・林道の整備、村道の整備、村営住宅関連事業、消防事務委託、児童・生徒通学費補助、高校生等通学費補助、子育て支援事業、新型コロナウイルス感染症に伴う関連対策事業などを行いました。

決算規模は、歳出総額で41億983万212円と対前年度比14.1%の増となっております。

また、平成19年度決算より公表が義務付けられました健全化判断比率・資金不足比率については、実質公債費比率が4.2%となり、他の指数についても基準を下回っており、健全な状況を維持しています。

※決算書・予算書は、役場及び村の各施設の休憩所等に置いてありますので、ご覧ください。

令和2年度一般会計・特別会計・歳入歳出決算総括表

(単位：千円)

区 分		歳入			歳出			歳入歳出 差引残金	
		予算額	決算額	比較 (%)	予算額	決算額	比較 (%)		
一 般 会 計		4,240,886	4,241,687	100.0	4,240,886	4,109,830	96.9	131,857	
特 別 会 計	国民健康 保 険	事業勘定	369,564	381,242	103.2	369,564	353,430	95.6	27,812
		診療施設 勘 定	223,709	227,659	101.8	223,709	218,013	97.5	9,646
	簡 易 水 道	147,985	147,957	100.0	147,985	145,659	98.4	2,298	
	都 民 の 森 管 理 運 営 事 業	124,378	124,377	100.0	124,378	116,504	93.7	7,873	
	下 水 道 事 業	400,786	400,886	99.9	400,786	396,317	98.9	4,569	
	介 護 保 険	477,556	478,939	100.3	477,556	462,082	96.8	16,857	
	介護サービス事業	62,358	62,899	100.9	62,358	62,157	99.7	742	
	後期高齢者医療	82,568	83,127	100.7	82,568	82,127	99.5	1,000	
合 計		6,129,790	6,148,773	100.3	6,129,790	5,946,119	97.0	202,654	

※千円未満の端数処理により円単位の決算額と差が出る場合があります。

※翌年度繰越額がある会計の歳入差引残額には、翌年度へ繰り越すべき財源も含まれています。

一般会計の実質収支額は

1億2,710万7千円

※繰越事業分の4,750千円は除きます。

歳入総額 42億4,168万7千円

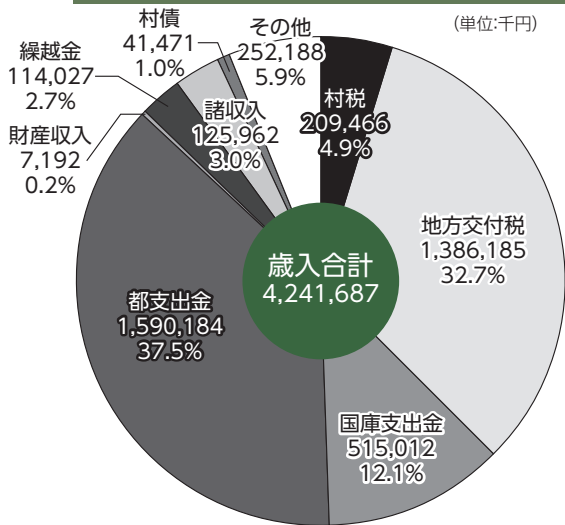
歳出総額 41億983万円

※ 一般会計決算額の中には、各特別会計への繰出金710,472千円が含まれております。

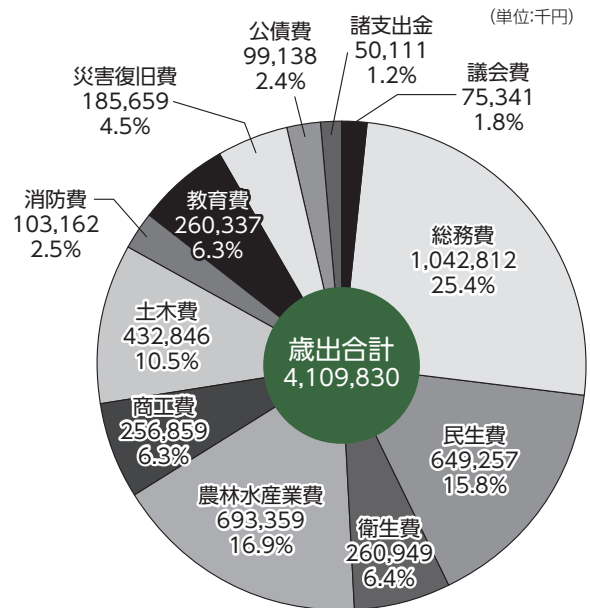
(単位：千円)

区 分	繰出金額	区 分	繰出金額
事 業 勘 定	44,856	都 民 の 森	115,595
診 療 施 設 勘 定	20,151	下 水 道 事 業	322,859
簡 易 水 道	39,161	介 護 保 険	93,340
後期高齢者医療	45,594	介護サービス事業	28,916
合 計			710,472

款別歳入内訳



目的別決算内訳



その他の内訳

地方譲与税	35,780	0.9
利子割交付金	247	0.0
配当割交付金	1,197	0.0
株式等譲渡所得割交付金	1,388	0.0
法人事業税交付金	406	0.0
地方消費税交付金	47,783	1.1
自動車取得税交付金	1	0.0
環境性能割交付金	1,924	0.1
地方特例交付金	1,485	0.0
交通安全対策特別交付金	1,488	0.0
分担金及び負担金	3,984	0.1
使用料及び手数料	32,972	0.8
寄附金	5,542	0.1
繰入金	117,991	2.8

人件費

職員の給与や議会議員・各種委員会の委員等に支給される報酬などです。

物件費

旅費・役務費・委託料などの消費的経費で、公共施設の維持管理費なども含まれます。

扶助費

高齢者・児童・心身障害者などの方を援助するための経費です。

補助費等

村民や団体に対する助成金、阿伎留病院企業団などの一部事務組合への負担金などです。

普通建設事業費

公共施設の建設にかかる経費などで、林道改修・開設工事、村道改良工事、おもちゃ美術館建設工事、じゃがいも焼酎製造工場等建設工事、登録文化財旧高橋家住宅公開活用工事などを行いました。

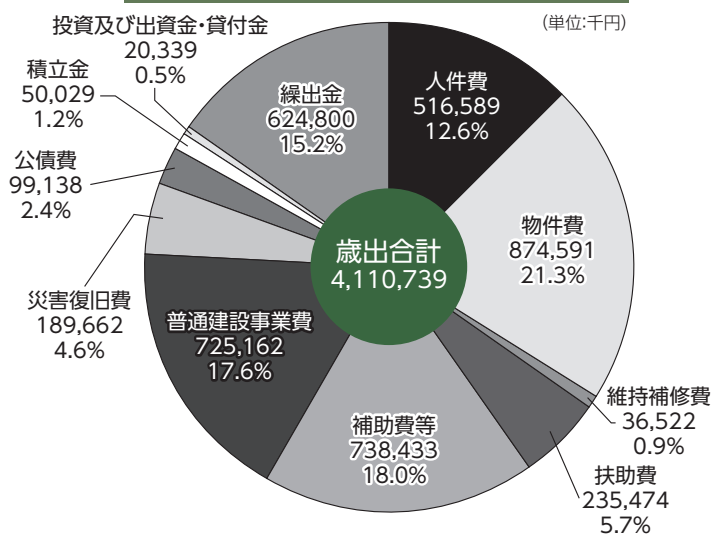
公債費

事業などを行う際に借り入れた村債(借金)の償還金です。歳出に占める割合が大きにならないよう、計画的な借り入れを行っています。

積立金

今後の財政運営・公共施設整備のために基金として積み立てたものです。(利子を含む。)

性質別決算の状況



性質別決算については、普通会計(一般会計・都民の森管理運営事業特別会計を合算)の数値となります。

令和2年度に行った主な事業

●総務費

事業名	事業費
旧数馬分校下水道接続工事	924
やまびこ運行委託	19,350
ウツダスタート事業実施委託	1,552
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業業務委託	1,980
地域おこし事業補助	500
ものづくりチャレンジ支援事業補助	1,180
企(社)業誘致優遇制度補助	10,445
河川活用活性化事業補助	1,000
人里コミュニティセンター改修工事	18,694
修景地整備委託	66,039
地場産材活用対策奨励事業交付金	22,806
地場産材活用対策作業道開設事業交付金	4,208
日照の確保事業補助	3,923
沿道景観等修景立木補償	11,284
振り込み詐欺防止機能付電話機設置事業	97
バス路線維持費補助	40,455
自治会館建設費補助	331
定住促進(空家)補助	5,405
テレビ共同受信施設組合等補助	690
特別定額給付金事業	213,119
新型コロナウイルス感染症対策事業	57,342
地域振興券・地域経済支援金給付事業	108,524
新型コロナウイルスワクチン接種事業	2,131

●民生費

事業名	事業費
社会福祉協議会補助	15,838
福祉作業所運営委託	12,979
社会適応支援事業委託	3,856
高齢者世帯等ごみ回収業務委託	2,527
相談支援事業委託	3,300
障害者日中活動サービス推進事業補助	4,498
重度障害者タクシー乗車料金等助成	310
障害者自立支援給付費	78,478
高齢者クラブ補助	1,182
シルバー人材センター補助	19,384
高齢者の自動車運転の安全確保に関する補助	800
高齢者運転免許自主返納者支援補助	450
高齢者住宅改造助成	1,204
福祉センタートイレ改修工事	2,640
後期高齢者医療費助成	6,947
児童館運営委託	12,408
乳幼児・子ども等医療費助成	4,370
保育所運営委託(管内、管外)	106,252
出生祝金	800
子育て支援保育料等補助	2,989
子育て支援学校給食費補助	3,565
高校生等通学費補助	3,546
乳幼児育児用品助成	930
子育て世帯への臨時特別給付事業	1,420

●衛生費

事業名	事業費
予防接種委託	6,414
人間ドック検査委託	933
総合がん検診委託	5,182
薪燃料製造施設運営委託	1,372
し尿汲取委託	16,532
し尿汲取不可能世帯及び浄化槽設置家庭清掃補助	1,431
一般廃棄物収集業務委託	35,381

●農林水産業費

事業名	事業費
有害鳥獣駆除委託	1,550
地域交流センター冷暖房機器設置工事	1,705
猿追い払い事業委託	4,400
農地GISデータ作成委託	3,740
加害獣侵入防止対策事業電気柵設置原材費	4,800
農作物獣害防止対策補助	4,034
シカ害防止対策事業委託	2,316

(単位：千円)

森林再生事業固伐作業委託	76,959
水の浸透を高める枝打ち事業作業委託	24,613
教育の森管理運営委託	10,120
ふるさとの森管理運営委託	4,466
トイビレッジ事業コンサルティング委託	2,750
おもちゃ美術館建築材製材委託	24,994
おもちゃ美術館運営支援委託	4,125
おもちゃ美術館建設工事(第1期工事)	159,500
地場産材利用促進事業交付金	1,000
笹野向林道開設工事	48,311
立山林道開設工事	44,716
鋸山林道補修工事(繰越事業)	29,254

●商工費

事業名	事業費
あきる野商工会補助	3,325
公衆トイレ清掃委託	2,069
河川清掃委託	3,110
森林資源を活用した魅力創出事業委託	6,440
観光駐車場整備意向調査委託	1,500
じゃがいも焼酎製造工場等建設材製材委託	7,525
じゃがいも焼酎製造工場等建設工事	178,314
エコツーリズム推進協議会交付金	8,500
檜原村観光協会補助	2,900
払沢の滝まつり実行委員会補助	250

●土木費

事業名	事業費
道路用地等登記事務委託	5,115
板東沢残土処分場建設工事	40,458
地籍調査測量委託	5,071
村道維持補修工事	8,964
村道第70号倉掛線舗装工事	10,778
村道第67号総角沢線舗装工事	10,241
村道等維持補修・除雪補助	676

●消防費

事業名	事業費
消防事務委託	59,098
消防用備品購入	3,501
崩落土砂等撤去費助成	2,803
地域防災計画改定業務委託(繰越事業)	1,045
災害用非常食購入	1,650

●教育費

事業名	事業費
学校安全管理委託	1,551
学校施設校内LANケーブル更新委託	4,026
児童・生徒通学費補助	5,261
育英資金貸付基金繰出金	30,000
臨海学園補助	235
遠足及び校外学習等補助	350
特色ある学校づくり補助	303
英語・数学・漢字検定受験料補助	169
中学校プールろ過装置改修工事	6,600
中学校体育館トイレ改修工事	1,953
重要文化財小林家住宅管理委託	5,750
登録文化財旧高橋家住宅公開活用工事	18,373
村技芸保存奨励金	900
学校給食給湯ポンプ交換工事	1,155
学校給食冷凍冷蔵庫購入	539

●災害復旧費

事業名	事業費
村道第70号倉掛線災害復旧工事	36,421
村道第70号倉掛線災害復旧仮設工事	35,651
令和元年台風19号に伴う村道等災害復旧工事	12,939
令和元年台風19号に伴う河川災害復旧工事	29,319
令和元年台風19号に伴う小学校プール裏擁壁復旧工事	44,632
令和元年台風19号に伴う小学校体育館床補修工事	8,580

財政規模

区 分	金 額 等
基準財政需要額(錯誤調整後)	1,398,532 千円
基準財政収入額(錯誤調整後)	240,329 千円
標準財政規模	1,490,694 千円
財政力指数(単年度)	0.173
実質公債比率(3ヵ年)	4.2 %
経常収支比率	73.5 %

保険給付等

区 分		金 額 等	
令和3年 3月31日 現在	人 口	2,101 人	
	世 帯	1,163 世帯	
	年間平均 国保加入	人 口	619 人
		世 帯	416 世帯
	加入率	人 口	29.5 %
		世 帯	35.8 %
保険税	医療給付分	27,458,368 円	
	介護給付分	3,614,419 円	
	後期高齢者支援金分	8,949,113 円	
	合 計	40,021,900 円	
1人当り保険税		64,656 円	
1世帯当り保険税		96,206 円	
保険給付費総額		203,721 千円	
1人当り給付費		329,113 円	
総受診件数		7,469 件	
高額療養費件数		463 件	
高額療養費		27,370 千円	
出産育児一時金(件数)		5 件	
出産育児一時金		1,301 千円	
葬祭費(件数)		8 件	
葬 祭 費		400 千円	

基金の現況

(単位:千円)

基金の現況区分		令和2年度末現在額
一般 会 計	財政調整基金	2,401,705
	災害対策基金	10,957
	教育施設基金	113,186
	学校跡地利用整備基金	39,448
	観光施設整備基金	38,995
	社会福祉基金	584,835
	減 債 基 金	74,655
	土地開発基金	200,718
	公共施設整備基金	1,458,108
	人材育成基金	180,795
	移住定住促進基金	50,002
	森林整備活用基金	35,868
	災害復旧・復興基金	55,560
	新型コロナウイルス感染症対策基金	24,049
小 計	5,268,881	
特別 会 計	国民健康保険基金	1,272
	診療施設運営基金	43,008
	医師退職手当基金	15,802
	簡易水道事業基金	20,931
	介護保険給付費準備基金	31,793
小 計	112,806	
合 計	5,381,687	

診療の状況

区 分	金 額 等
一般診療件数	7,007 件
歯科診療件数	1,366 件
診 療 収 入	134,199 千円
医薬品衛生材料購入費	49,380 千円

村が借りているお金(村債)

(単位:千円)

区 分	件数	令和2年度末残金	元金償還金に対する財政支援	実質償還残額	備 考	
一般 会 計	過疎対策事業債	0	0	0		
	辺地対策事業債	0	0	0		
	東京都振興基金	0	0	0		
	その他の地方債	29	928,502	928,502	0	
	小 計	29	928,502	928,502	0	
簡易水道特別会計	4	38,405	8,065	30,340		
下水道事業特別会計	57	1,529,696	838,423	691,273	過疎、辺地債含む	
合 計	90	2,496,603	1,774,990	721,613		

※村債については、交付税によって後年度に財政支援されるものとなるべく選択して起債しています。

過疎対策債については70%、辺地対策債については80%、減税補てん債、臨時財政対策債、減収補填債については、100%、簡易水道については0~23%、下水道事業については45~100%の率で普通交付税の算定に元利償還額が算入される予定です。

このため、令和2年度末で約24億9,660万円の起債残高があっても、実質の償還残額は約7億2,161万円となります。

人 件 費

(単位:千円、人)

区 分	議員報酬手当	各種委員等報酬	村長三役給与	職員給等	その他	計	職員数	
一般会計	39,107	78,948	35,742	212,191	105,625	471,613	38	
特別 会 計	国保 会 計							
	事業勘定		0		13,635	4,291	17,926	2
	診療施設勘定		8,430		59,296	16,342	84,068	8
	簡易水道会計		0		10,094	2,926	13,020	2
	都民の森会計		6,661		29,943	8,372	44,976	5
	下水道事業会計		0		6,386	1,695	8,081	2
介護保険会計		120		17,592	4,741	22,453	3	
合 計	39,107	94,159	35,742	349,137	143,992	662,137	60	

※各種委員等報酬欄には、会計年度任用職員報酬が含まれています。

(職員数:令和3年3月31日現在)

財政健全化判断比率・資金不足比率について

令和2年度の決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等（財政指標）を算定し、次のとおり算定結果（暫定値）がまとまりましたので、財政健全化法の規定に基づき、健全化判断比率等をお知らせします。

（早期健全化比率、財政再生基準を上回るかどうかの判定をするものです。）

財政健全化法とは

従来の再建法では、地方自治体（地方公共団体本体の会計）において赤字額が標準財政規模（※）の20%を超えるといきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

（※）標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。

1 財政指標算定結果の概要

（1）村財政の早期健全化・再生に関する指標

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも「早期健全化基準」に該当しませんでした。

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤資金不足比率
2年度算定結果数値	△9.05	△13.27	4.2	△293.5	—
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0	20.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	—	—

（2）公営企業の経営健全化に関する指標

各公営企業会計における資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業はないため、「経営健全化基準」に該当しませんでした。

2 村財政の早期健全化・再生に関する指標（健全化判断比率）についての説明

① 実質赤字比率

該当なし 【早期健全化基準：15.0%】

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する該当団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、令和2年度の檜原村の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、**実質赤字比率は該当しません。**

② 連結実質赤字比率

該当なし 【早期健全化基準：20.0%】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、令和2年度の檜原村の一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、**連結実質赤字比率は該当しません。**

③ 実質公債費比率

4.2% 【早期健全化基準：25.0%】

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率（過去3ヵ年の平均）であり、18.0%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

令和2年度の比率は、4.2%となっており、健全な財政運営であるといえます。

④ 将来負担比率

該当なし 【早期健全化基準：350.0%】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

令和2年度末において、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額を、充当可能財源（基金等）が上回っているため、**将来負担比率は該当しません。**

⑤ 公営企業の経営健全化に関する指標（資金不足比率）について

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和2年度においては、簡易水道事業、下水道事業とも資金不足が生じた公営企業はないため、**資金不足比率は該当しません。**

上記の5指標の算定結果で、檜原村はすべてにおいて早期健全化基準を大きく下回っており、従来からあります別掲の財政指標中の経常収支比率も73.5%（令和元年度81.3%）であり、檜原村の財政は引き続き健全な状況を維持しています。

しかし、自主財源が少ない村においては、公共施設の整備等に必要な資金として村が借り入れる起債につきましては、交付税によって後年度に財政支援されるものを選択するなど、今後も行財政改革に努めながら健全かつ確実な財政運営に努めていきます。

株式会社めるか檜原 令和2年度決算状況

株式会社めるか檜原は、平成28年4月に設立された資本金4,800万円の株式会社です。

出資団体は、檜原村、秋川農業協同組合、あきる野商工会、東京都森林組合、秋川漁業協同組合、西東京バス株式会社です。なお、出資金9,600万円のうち9,500万円を檜原村が出資しています。また、設立に際して発行した株式総数1,920株のうち、1,900株を檜原村が保有しています。

事業概要

ミニスーパーかあべえ屋の経営（商業施設の指定管理業務）、ごみの収集業務、神戸国際マス釣場の経営、檜原村登録空き家案内等業務、檜原村複合施設共用部分清掃、檜原村庁舎・公衆トイレ清掃等業務を行いました。売上高は、ミニスーパー、ごみの収集業務、マス釣場、登録空き家案内等業務、複合施設共用部分清掃、庁舎・公衆トイレ清掃等の収入など1億5,294万円で、経常利益は158万円です。また、当期純利益は475万円です。

資産概要

令和2年度末の会社の資産総額は、5,492万円です。資産の内訳は、現金や預金などの流動資産が4,952万円、建物などの固定資産が540万円です。負債は、買掛金などの流動負債が1,442万円、長期未払金の固定負債が159万円です。この結果、純資産は、3,891万円です。

貸借対照表

（資産の部）流動資産+固定資産	5,492万円
（負債の部）流動負債+固定負債	1,601万円①
（純資産の部）株式資本	3,891万円②
負債・純資産合計（①+②）	5,492万円

※貸借対照表は、決算時点（令和3年3月31日）で会社が保有する資産、負債などの財務状況を示したものです。

住宅入居者募集

公営住宅の入居者を募集します。

住宅名	所在地	募集戸数	使用料（月額）
公営本宿住宅	檜原村575番地	1戸（3号棟）	収入基準に基づきます
公営神戸住宅	檜原村7903番地	1戸（1号棟）	収入基準に基づきます
公営夏地住宅	檜原村3831番地	1戸（5号棟）	収入基準に基づきます

【募集の案内及び申請書の配布】

檜原村役場2階 総務課総務係
土・日を除く、午前8時30分～午後5時。

【申し込み期間】

10月5日（火）～25日（月）まで
詳細については、下記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216

お知らせ

「秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券」が 10月15日から利用できます

檜原村内・あきる野市内の店舗（取扱店）で利用できる30%のプレミアムが付いた『秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券』が10月15日から利用できます。

事前に購入申込みをして当選された方が、デジタル商品券の購入後に利用することができます。デジタル商品券の購入方法は、下記のとおりとなります。

【デジタル商品券の購入方法】＊9月6日までに事前に購入申込みされた方

①スマートフォン型商品券の場合

- ・事務局からメールにて届いた当選通知から専用サイトにアクセスし、クレジット決済にて購入してください。決済可能なクレジットカードは、「VISA」「Master」になります。決済が完了すると、IDが自動で登録（チャージ）され、デジタル付商品券が利用できます。
- ・購入・チャージ期間：10月上旬に当選通知が届いてから11月15日（月）まで
事前に購入・チャージすることはできますが、利用できるのは10月15日（金）からになります。

②プリペイドカード型商品券の場合

- ・事務局から届いた当選はがき（購入引換券）を郵便局等に持参して、現金にて購入してください。購入後、デジタル付商品券が利用できます。
- ・購入場所：檜原村内・あきる野市内の郵便局等
- ・購入期間：10月15日（金）から11月15日（月）まで

【デジタル商品券の概要】

（スマートフォン型商品券・プリペイドカード型商品券とも共通）

内 容：13,000円分（A券7,000円分・B券6,000円分）のデジタル商品券を1セットとし、10,000円で販売いたします。購入は1人3セットまでとなります。

A券7,000円分：全ての取扱店で利用可能 B券6,000円分：大型店での利用不可

※大型店とは、檜原村・あきる野市に本店登記（機能）がなく、一般の店舗に比べて規模が大きな量販店等とします。

利用期間：令和3年10月15日（金）から令和4年2月14日（月）まで

利用制限：このデジタル商品券は、ビール券、お米券、図書カード、他の商品券、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものや、決済収納代行業務に伴う支払い（オンライン商品、配送、チケット等）、国・地方公共団体への支払い（公共料金、社会保険料、介護報酬等を含む）、行政指定のごみ袋、ごみシール、たばこの購入、また、公序良俗に反するものには利用できません。

利用可能店舗（取扱店）：デジタル商品券専用ホームページ、又はプリペイドカード型商品券を購入する際に配布される取扱店一覧にて、ご確認ください。

【檜原村の独自事業】

檜原村では独自事業として、上記のデジタル商品券の取扱店に登録した檜原村にある事業者のみで使用できる**15,000円分のプリペイドカード型商品券**を、**檜原村在住者全員に給付（配付）**いたします。

詳細は、11月頃に村広報などでお知らせいたします。

◎ 問い合わせ先

秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券事業について あきる野商工会 Tel. 042-559-4511
檜原村の独自事業について 檜原村産業環境課観光商工係 内線 128
企画財政課企画財政係 内線 214

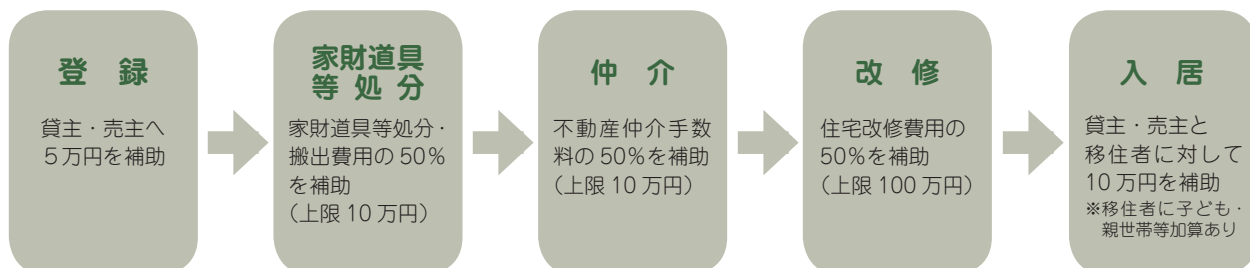
檜原村定住促進空き家活用 事業をご存知ですか？

檜原村に住みたいと思っている人が
たくさんいます！

空き家を「貸して」「売って」ください！

檜原村では、年々増加する空き家の有効活用と檜原村に移り住みたいという方の支援をするため、下記のとおり空き家に対する補助事業を実施しています。

■事業の概要（村から以下の金額が補助されます）



※上記以外に、空き家購入者への購入利子補給補助金や、空き家購入者が空き家を解体する場合の補助金があります。各補助金には条件等がございますので、詳しくは下記へお問い合わせください。

■賃貸・売買すると良いこと

- ・空き家に人が住むことで建物が維持管理されます（家がキレイになります！）
- ・空き家の維持管理は借主、買主になります（楽になります！）
- ・家賃・売却益が得られます（お孫さんに何か買ってあげられます！）
- ・村に新しい人が住むことで村が元気になります（地域貢献になります！）

■このままだと…

- ・空き家の老朽化が進みます（家が倒壊する可能性も・・・）
- ・空き家の管理（掃除、草刈りなど）が大変です（時間もかかるし疲れます）
- ・空き家は使っていないだけでも税金がかかります（もったいない）
- ・村に住みたい人は家がないため村に住めません（村の活気がなくなります）

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL042-519-9556
（檜原村地域おこし協力隊）

チャレンジしてみませんか! 「檜原村ものづくりチャレンジ支援事業補助金」

檜原村ものづくりチャレンジ支援事業補助金は、新製品等の開発や販路の開拓等に必要な経費の一部を補助します。

対象者…①村内に住所を有する個人または村内に事業所を有する中小企業者

②構成員の2分の1以上が①の者で構成される団体

③村と連携協定を締結している学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校

補助対象事業…研究開発事業（原材料費、機械装置等設備費、外注加工費）

市場調査事業（調査委託料、機器レンタル料、調査機器購入費）

販路開拓事業（展示会等への参加に要する経費、広告宣伝費）

東京都地域特産品開発支援事業費補助金の交付を受けている事業

実施事例……○「ひのじゃがくん」を使ったおみやげ品の開発等

○檜原村在来作物のPR事業や商品開発、料理開発等

○檜原村観光PR等出店補助等

補助金額

事業費等	補助率	補助金の限度額
50万円以上	50%	30万円
30万円以上から50万円未満	70%	25万円
30万円未満	90%	20万円
東京都地域特産品開発支援事業費補助金の交付を受けている事業	補助対象事業費から東京都地域特産品開発支援事業費補助金を差し引いた額の90%	135万円

詳しい内容等は、下記へお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

お知らせ

〈広告〉

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513

FAX 042-598-0047



KEIKOKU

GLAMPING & BBQ



ご存知ですか？行政相談週間

10月18日（月）～24日（日）は「行政相談週間」です。

・行政相談とは

行政相談は、医療保険、年金、雇用、道路、社会福祉、交通機関など、色々な行政分野への苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を推進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

・行政相談委員とは

行政相談委員は市区町村ごとに、行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱された民間有識者です。行政相談委員は、相談業務を通じて得られた様々な行政運用上の改善についても意見を総務大臣に述べることができます。

11月の人権・行政相談

日 時 11月11日（木） 午後1時～3時 場 所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、サラ金などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越しください。

日 時 11月11日（木） 午後1時～4時（受付時間 午後0時50分～3時30分）

場 所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116
東京司法書士会三多摩支会 Tel. 042-527-1919

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事



豊富な季節家電



洗剤自動投入
洗濯機



補聴器の
お取扱い

ACOS 三多摩電気

五日市店 あきる野市五日市20
☎ (042)596-1326
☎ (042)596-2514

マイナンバーカードの電子証明書の更新について

○マイナンバーカードに格納されている電子証明書は5年の有効期限があります。

有効期限を迎える方に対し、有効期限の2～3ヶ月前を目途に有効期限通知書が送付されます。有効期限通知書に同梱のパンフレットに更新手続きのご案内があります。

○更新手続きについて

電子証明書の更新方法には、更新手続きを行う方が「本人」もしくは「代理人」かの2通りあり、「本人」の住所地の市区町村窓口で手続きできます。

事前に下記問い合わせ先にて予約を済ませてから、檜原村役場1階村民課窓口までお越しください。

手続きを行う方	手続きに必要なもの
本人の場合	①マイナンバーカード ②有効期限通知書
代理人の場合	①本人のマイナンバーカード ②有効期限通知書 ③照会書兼回答書に必要事項（暗証番号については、現在設定されているもの）を記入のうえ、専用封筒に入れられたもの。 ④代理人の本人確認書類（写真付きなら1点、それ以外の場合は2点必要）

マイナンバーカード及び電子証明書更新手続きに関して

マイナンバーカード及び電子証明書の更新案内が届いた方に、代理で更新手続きをすることによって、マイナンバーカードと暗証番号をだまし取ろうとする不審な電話に注意してください。見知らぬ第三者にマイナンバーカード及び暗証番号を渡してはいけません。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116

年末調整等説明会の中止のお知らせ

毎年11月に開催しておりました年末調整等説明会は、令和3年度以降は開催しないこととなりました。

国税庁ホームページにて、年末調整に関する映像資料をご覧になることや、年末調整関係用紙をダウンロードすることができますので、ご利用ください。

用紙請求など、ご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

◎ 年末調整に関する問い合わせ先

青梅税務署 法人課税第1部門・管理運営部門 TEL 0428-22-3185

◎ 給与支払報告書・総括表に関する問い合わせ先 村民課税務係 内線 114・117

～今月の納期～ 11月1日（月）です

- ・村都民税（普通徴収）第3期
- ・介護保険料第4期
- ・国民健康保険税第4期
- ・後期高齢者医療保険料第4期

納め忘れのないようお願いいたします。

『年金生活者支援給付金制度』について

※年金生活者支援給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。原則、お手続きいただいた翌月分から支給の対象となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。（すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。）

※請求についてご不明な点がありましたら、給付金専用ダイヤルまたは、最寄りの年金事務所までご相談ください。

老齢年金生活者支援給付金 給付金を受け取れる方（以下の全てを満たす方）

- ・65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。
- ・同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
- ・前年の公的年金等の収入金額*とその他の所得との合計額が881,200円以下である。

※障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

障害年金生活者支援給付金 給付金を受け取れる方（以下の全てを満たす方）

- ・障害基礎年金の受給者である。
- ・前年の所得*¹が4,721,000円*²以下である。

※1 障害年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※2 扶養親族の数に応じて増額。

遺族年金生活者支援給付金 給付金を受け取れる方（以下の全てを満たす方）

- ・遺族基礎年金の受給者である。
- ・前年の所得*¹が4,721,000円*²以下である。

※1 遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。

※2 扶養親族の数に応じて増額。

支給要件・給付額等詳細については、ねんきんダイヤルへ！

◎『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092（ナビダイヤル）
050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-5539-2216

<受付時間> 月曜日 午前8:30～午後7:00 火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

○代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

（注）間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

国民健康保険よりお知らせ

～整骨院・接骨院等に受診の皆様へ～

医療費は、皆様の保険税などから支払われます。皆様一人ひとりが健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切な受診をすることが医療費の適正化につながります。

そこで「医療費適正化」の一環として、皆様が柔道整復師（整骨院・接骨院）等で受診されました施術内容・施術経過・負傷原因等を照会させていただく場合があります。

この照会は、柔道整復師からの請求内容が適切であることを確認するためのものです。点検機関より皆様に、確認のための照会文書「柔道整復師（整骨院・接骨院）での受診に伴う確認について」を送付させていただきます。封書が送られてきましたら、回答をご記入のうえ、期限までに必ずご返信くださいますようお願いいたします。この照会は、受診した数ヶ月後になりますので、確認のためにも領収書等の保管をお願いいたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116・119

国民年金第1号被保険者で平成31年2月1日以降に出産された方へ 産前産後期間の国民年金保険料が免除されます！

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

■免除制度の内容

国民年金の保険料免除の仕組み

国民年金納付者 (現在まで全額納付の方)	納付	国庫負担分	保険料分
現在の免除制度 (全額免除の場合)	免除	国庫負担分	なし
産前産後期間の 免除制度	免除	国庫負担分	保険料分

- 産前産後期間の免除制度は、「保険料免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 産前産後期間は付加保険料が納付できます。
- 産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付（返金）されます。

■届出しないと免除になりません

- 出産予定日の6か月前から届出ができ、手続きには書類が必要です。
- 平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- 届出先は、お住いの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口となります。

■保険料納付が免除される期間

- 出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- 多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。

■手続きに必要なもの

①申出書

日本年金機構ホームページ [国民年金被保険者関係届出書 (申出書)] からいつでもダウンロードし、利用できます。年金事務所または、市区町村の国民年金担当窓口にて備え付けています。

②母子健康手帳など^{*1}（出産後は、市区町村で確認ができるため不要です）^{*2}

- ※1 郵送で届書を提出する場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。
- ※2 別世帯の子の場合のみ、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

◎ 問い合わせ先 青梅年金事務所 TEL 0428-30-3410
村民課村民保険係 内線 111・116

村で木材を買い取ります

檜原村では豊富な木材資源を有効活用するため、間伐材等で薪を製造・販売しています。そこで、薪の原料となる木材を下記のとおり買い取ります。是非、ご協力いただきますようお願い致します。

■木材の買い取り要件等

- ・ 檜原産の木材。
- ・ 木材の種類は原則、杉・檜の丸太とします。
- ・ 木材の大きさは直径約20cm以上、長さ約4mを基準として買い取ります。
(※基準外の木材も買い取りますので、お気軽にご相談ください。)

■木材の買い取り価格

1トンあたり一律 5,000円 で買い取ります。

■搬入方法

- ・ 搬入日は毎週月曜日となっています。事前に搬入予約のうえ、薪燃料製造施設（旧南檜原小学校跡地）へ持ち込んでください。
- ※薪に加工できないと判断した場合は、買取りができない場合もあります。

◎ 問い合わせ先 (公社)檜原村シルバー人材センター Tel 042-598-0167
檜原村産業環境課生活環境係 内線 123

薪(まき)・丸太の一般販売について

薪および丸太等を一般の方へ販売しておりますので、自宅で薪を使用している方は、是非ご利用ください。

■販売の種類、樹種…薪(長さ40cm)、丸太(長さ40cm~4m)、杉・檜材

■販売価格…薪 1パレット/6,600円(税込)(約0.7m³)

丸太 1m³/5,500円(税込)

(※ただし、用材となる材については用材価格となります。)

■購入方法 事前に檜原村シルバー人材センターへ連絡し、購入日時等を調整してください。

■販売要件 トラック等の車両で薪燃料製造施設(旧南檜原小学校跡地)まで取りに来られる方

注) 薪・丸太の配達を希望する方は別途ご相談下さい。

ご不明な点等がありましたら、下記までお問合せください。

◎ 問い合わせ先 (公社)檜原村シルバー人材センター Tel 042-598-0167
檜原村産業環境課生活環境係 内線 123



1パレットの薪(まき)

「油・断・快適! 下水道 ~下水道に油を流さないで~」

キッチンから流れた油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。鍋や食器に付いた油汚れは、洗う前にふき取りましょう。この行動が川の良好な水環境につながります。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127
東京都下水道局 Tel 042-527-4828

下水道に物を流さないでください

檜原村の下水道は各所に汚水を流すポンプを設置しております。異物が混入すると、ポンプが停止してしまいます。実際に、ボールペンが混入して、8月24日にポンプが停止しました。

異物が混入してポンプが故障すると、路上や宅内に汚水があふれるなど、適正な汚水処理ができなくなります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



ポンプに混入していた物

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

JAあきがわによる 農機具無料点検・オイル交換 特別キャンペーン!

- 日程 令和3年10月18日(月) から
令和3年10月19日(火) まで
- 場所 本宿 春日神社前 役場駐車場
- 時間 午前10時～午後4時
- 費用 農業用機械の点検・オイル交換 無料

※修理(部品)が必要な場合は別途費用がかかります。



「農機具の整備・点検はいかがですか？」

使用時の事故やトラブルを防止するため、整備・点検は大切です。

トラクター・耕うん機・噴霧機・刈払機・チェーンソーなどの農業用機械の特別点検を実施いたします。

特別点検を希望される方は、農業用機械をお持ちになって「本宿春日神社前 役場駐車場」にお越しください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

福祉・けんこう

10月の 精神保健巡回相談

【日時】 10月18日（月） 午後2時～4時

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします（費用無料）。

10・11月の栄養相談

【日時】 10月27日（水） 11月10日（水）
午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター
（けんこう館2階）

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

栄養教室

ヘルシ～ひのほらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのほらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場として、今年度5回目のテーマは「糖尿病」です。糖尿病は代表的な生活習慣病の一つです。ぜひご参加ください。

対象者 ご興味のある方どなたでもお申込みいただけます（定員12名です。10月29日（金）までにお申込みください。）

日時 11月17日（水） 午前10時～午後1時

場所 やすらぎの里 保健センター

◎ 申し込み・お問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 良和

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

消防・防災全般

備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 **きしの防災**

東京都知事許可(般28)第83107号

〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11

TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462

E-mail k.bousai@if-n.ne.jp

子育て支援保育料等補助金 交付申請について

保育所等に在籍する児童の保護者の負担を軽減し、子育て支援を図る目的で、利用者負担額等の補助を行っています。

- 補助対象者** 令和3年4月分から令和3年9月分までの利用者負担額等を令和3年9月末日までに完納した保護者の方が対象です。ただし、過年度の利用者負担額等を滞納している保護者の方は、補助の対象外とします。
- 補助金額** ・第1子…月額利用者負担額等の2分の1
・第2子以降…月額利用者負担額等の全額

※第1子及び第2子以降の子どもとは、同一世帯内の18歳未満の子どもとします。

※認可保育所以外へ通われている方につきましては、下記までご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

乳幼児・子ども医療証について

10月より乳幼児及び子ども医療証が黄緑色からオレンジ色に切り替わります。6月中に申請された方で、9月中に新しい医療証が届いていない方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

有効期限が終了した医療証は、やすらぎの里内福祉けんこう課福祉係または役場窓口までお返しください。また、住所、氏名、健康保険等が変更になったときは、届出をお願い致します。

なお、中学3年生以下のお子さんがある家庭で、申請をされていない方は、下記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

HOT応援隊(子育て相談事業)のご案内

檜原村子ども家庭支援センターでは、小児発達専門医と臨床心理士による子育て相談を実施いたします。お気軽にご利用ください。

- ☆**日時** 11月11日(木) 午後2時30分～4時30分
- ☆**場所** やすらぎの里 子ども家庭支援センター
- ☆**対象** 檜原村で子育てをしている保護者の方・お子様・関係機関
- ☆**内容** 子育てや育児方法に関する相談
- ☆**相談担当** 東京西徳洲会病院
小児医療センター
医師 二瓶健次氏 臨床心理士 白川公子氏

*費用はかかりません。
*秘密は厳守いたします。
*予約が必要となります。

◎ 予約・問い合わせ先 檜原村子ども家庭支援センター TEL 042-598-3122

檜原村青少年医療費助成に関するお知らせ

令和2年度から、檜原村では、青少年の医療費の助成を行っております。

診療所や病院・薬局・治療院等の窓口で支払う金額（入院時の食事代などを除く保険適用分の一部負担金）を助成いたします。助成に関する詳しい内容は、下記のとおりです。

●助成対象者

次の条件のすべてを満たす方

- ① 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方（令和3年度における青少年：平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの方）
- ② 檜原村内に住民登録をした日から引き続き1年以上住所のある方
- ③ 医療保険証をお持ちの方

●申請受付場所及び時間

場所：やすらぎの里1階 福祉けんこう課窓口

時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

●申請に必要なもの

- ① 檜原村青少年医療費助成支給申請書（窓口にて用意してあります。）※
 - ② 保険証 ③ 領収書（原本に限ります。） ④ 印鑑 ⑤ 振込口座の通帳（口座番号がわかるもの）
- ※村のホームページからもダウンロードできます。

●助成対象外の費用について

- ・ 保険適用でない治療・薬剤・予防接種にかかる費用
- ・ 入院時の食事療養及び生活療養標準負担額
- ・ 他の法令によって助成される部分
- ・ 高額療養費に該当する部分
- ・ 医師の証明書にかかる文書作成料

◎ 問い合わせ先 檜原村福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121 内線 112

檜原診療所からインフルエンザ 予防接種についてのお知らせ

インフルエンザは冬に流行する「流感」です。心肺機能や抵抗力の低下した老人や小児が、インフルエンザにかかるると重症化することがあります。予防接種によって、予防だけでなく、かかった時の重症化を防ぐことが大切です。流行する前にお受けになることをおすすめします。

接種期間 令和3年10月中旬～令和4年1月31日まで

（日曜、祝日、年末年始を除く。土曜日については、檜原に住所のある、平日勤務されている方・高校生・大学生の方限定です。）

接種方法 厚生労働省の推奨する方法で実施します。

- ① 13歳以上の方 1回注射
- ② 13歳未満の方 原則とし2～4週間間隔で2回
（18歳未満の方は、保護者の付き添いが必要です。）

料 金 診療所にお問い合わせ下さい。

予約方法 予約は10月1日からお受けいたします。

予約・問合せは平日の午後1時から4時の間に診療所受付または電話にてお願いいたします。

ご不明な点は、診療所まで電話にてお問合せ下さい。

◎ 問い合わせ先 檜原診療所 TEL 042-598-0115

新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入などが一定以上減少した場合、第一号被保険者の介護保険料の減免を受けられる場合があります。

対象者（以下のいずれかに該当する方）

- 1 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第一号被保険者
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、給与収入、不動産収入及び山林収入）の減少が見込まれる次のア及びイに該当する第一号被保険者
ア その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填される金額がある場合は、その金額を控除した額）が、前年の10分の3以上であること
イ 減少することが見込まれる、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること

対象となる保険料

令和3年度分（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに納期限が設定されているもの）

※令和3年4月以降に納期限が設定されている令和2年度相当分を含む。

申請期限 令和4年3月31日まで

詳細については、福祉けんこう課福祉係までご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121

こちら包括支援センターです！！

介護保険制度について（其の2） ～要介護（要支援）認定～

今回は介護保険サービスを受けるうえで必要な要介護（要支援）認定について説明します。要介護（要支援）認定は、全国一律の基準により判定されます。認定調査員が、認定を必要とする方の元を訪れ、認定調査を行い、一次判定ソフトによるコンピューター判定の結果を介護認定審査会において審議し決定されます。

要介護（要支援）認定は、原則として、要介護認定等基準時間と呼ばれる介護の手間を判断し、審査が行われます。病気やケガによって身体が動かないかどうかを判定するというよりは、動かないことにより、どのような行動に制限があるのか、その場合はどの程度支援を必要とするのかという点で判定します。たとえば、脳梗塞によって右半身が麻痺していても、左半身等の残存機能を活用して自立した生活を送ることができれば、自立に近い判定ができることもあります。

要介護（要支援）認定は要支援1・要支援2と要介護1～要介護5までの7段階で判定されます。もし認定結果が自立であったとしても、基本チェックリスト（簡易的な調査）により、加齢等による運動機能や認知機能の低下があると認められれば、総合事業（区市町村ごとに定めた生活支援事業）の事業対象者と認定され、ホームヘルパーやデイサービスなど、一部のサービスを利用することができます。

詳しく知りたい方や、疑問に思うことがある方は、お気軽にお問合せください。

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター Tel 042-598-3121

檜原村 くらしとしごとの相談会

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計の管理が苦手。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

- 日 時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く） 午後1時30分～2時30分
- 場 所 やすらぎの里けんこう館
- 対 象 村内在住の方
- 費 用 無料

利用をご希望の方は下記までご連絡ください。

- ◆新型コロナウイルスの影響で相談会が中止になる場合もあります。中止となった場合でも、電話でのご相談は随時受け付けております。

『学びの広場 ホットスペース ちえの輪』 を児童館で開催しています！

宿題の解き方を教え合ったり、時には仲間とイベント（スライム作り、ハロウィンパーティー、クリスマス会など）を楽しみながら、ここに集まったみんなの将来を切りひらいていきます。

- 日 時 毎週月曜日（祝日・年末年始はお休みとなります） 午後3時～5時
- 場 所 檜原村児童館（やすらぎの里内）
- 対 象 村内在住の原則、小学生～中学生の方（中学校卒業後～18歳の場合はご相談ください）
- 費 用 無料

- 利用方法 利用には保護者から西多摩くらしの相談センターへの申込みが必要です。利用をご希望の方は下記までご連絡ください。随時見学参加を受け付けています。お気軽にお越しください。
- ◆新型コロナウイルスの影響で開催中止になる場合もあります。

- 関係協力機関 檜原村・檜原村社会福祉協議会

※上記に関する問い合わせは檜原村児童館には行わないでください。



◎ 問い合わせ先 西多摩くらしの相談センター TEL 0428-25-3501
ホームページ <http://kurashinosoudan.net/>

〈広告〉

建築一式工事業

都知事許可(般-1)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008
日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

<http://www.kousaikai.com>

教育・文化

教養講座のご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施し、教室を開催しています。

俳句教室を開催しています

俳句に興味のある方、参加してみませんか？

- 日 時 10月21日(木)・11月18日(木)・12月16日(木) 午後1時30分～3時
 ○場 所 檜原村役場会議室 ○対 象 村内在住・在勤者
 ○講 師 本田 ゆき氏(あきる野市在住) ○申し込み 電話でお申し込みください。
 ○参加費 無料

水墨画教室を
開催します

4日間の水墨画教室を開催します。
 四季折々の風景などに筆を走らせて、
 可憐な「墨絵」の世界に触れてみませんか？

- 日 時 11月1日(月)・8日(月)・
 15日(月)・22日(月)
 午後1時30分～3時
 ○場 所 檜原村福祉センター
 ○講 師 吉野 富永氏(村内在住)
 ○定 員 15名(先着順)
 ○参加費 無料
 ○対 象 村内在住・在勤者
 ○持 ち 物 雑巾(筆や墨汁等は教育委
 員会で用意します。)
 ○申し込み 電話でお申し込みください。

※汚れてもよい服装で参加してください。

水彩画教室を
開催します

水彩画教室を開催します。
 四季折々のお花や野菜などを描いてみ
 ませんか？

- 日 時 10月19日(火)
 11月16日(火)
 12月21日(火)
 午後1時30分～3時
 ○場 所 檜原村福祉センター
 ○講 師 菊池 幸子氏(村内在住)
 ○定 員 10名(先着順)
 ○参加費 無料
 ○対 象 村内在住・在勤者
 ○持 ち 物 雑巾
 ○申し込み 電話でお申し込みください。

※汚れてもよい服装で参加してください。

◎ 申し込み・問い合わせ先 檜原村教育委員会社会教育係 内線 226

その他

秋の火災予防運動

令和3年11月9日(火)から令和3年11月15日(月)まで

2021年度全国統一防火標語

「おうち時間 家族で点検 火の始末」 作者 柴田 紀子さん(愛知県)

本期間中は、普段から都民のみなさまが心掛けている防火防災に関する意識や防災行動力をより高めることで火災の発生を防ぎ、万が一発生した場合でも被害を最小限にとどめるため、次のことに注意して火災から尊い命と貴重な財産を守りましょう。

- ・家の周りに燃えやすいものを置かない(放火対策)
- ・タバコの火は水で完全に消してから捨てる(たばこ火災防止)
- ・コンセントとプラグの隙間をこまめに掃除する(電気コード火災防止)
- ・調理中は火力調整に注意し、燃えやすい衣服を身に着けない(着衣着火防止)
- ・ストーブを布団やカーテンの近くに置かない(ストーブ火災防止)
- ・10年を超えた住宅用火災警報器は交換する(火災発生時の早期発見と避難)

上記の内容に加えて、東京消防庁公式アプリをダウンロードし火災予防に関する内容を確認してみましょう。



◎ 問い合わせ先 秋川消防署檜原出張所 TEL 042-598-0119

東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金(地域別最低賃金)は令和3年10月1日から
時間額 1,041 円 に改正されます。

※都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働くすべての労働者(都内の事業場に派遣中の労働者を含む)に適用されます。

※最低賃金の引上げに向けた環境整備のための支援策として、業務改善助成金等各種助成金制度を設けています。

◎ 問い合わせ先 東京都最低賃金について

東京労働局労働基準部賃金課 TEL 03-3512-1614(直通)

東京働き方改革推進支援センター TEL 0120-232-865

業務改善助成金について

令和3年度業務改善助成金コールセンター TEL 03-6388-6155

東京働き方改革推進支援センター TEL 0120-232-865

東京労働局雇用環境・均等部企画課 TEL 03-6893-1100(直通)

「確かな未来」が会社を変える。



で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

毎年10月は加入促進強化月間です。

- ① 国の制度だから安全・安心!
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立でラクラク管理!
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は全額非課税でオトク!
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもお加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等とのポータビリティも可能です。

詳しくはホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaiyoko.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211

令和3年度駐車監視員資格者講習の実施

- 講習日 ①令和4年1月17日(月)・18日(火)の2日間
②令和4年1月31日(月)・2月1日(火)の2日間
③令和4年2月3日(木)・2月4日(金)の2日間
 - 考查日 ①令和4年1月24日(月)
②③令和4年2月11日(金・祝日)
 - 募集人数 460名(①300名、②③各80名)
 - 実施場所 ①東京ビッグサイト 会議棟6階
②③放置駐車対策センター 5階会議室
 - 申込み期間 令和3年11月1日(月)から11月26日(金)まで
 - 講習手数料 20,000円
- ※詳細は、警視庁ホームページを確認してください。

◎ 問い合わせ先 放置駐車対策センター TEL 03-3581-4321

ごぞんじですか？ 検察審査会 検察審査員に選ばれたらご協力を！

検察審査会とは、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、検察官が被疑者(犯罪を犯した疑いがある者)を裁判にかけなかったことが正しかったかどうかを、国民の皆さんに判断していただく機関です。

検察官は、検察審査会の判断を参考として、不起訴処分の再検討を行うことがあります。

検察審査会制度は、検察官の仕事に民意を反映させるために設けられた制度です。

検察審査会議は、非公開で行われ、検察審査員は、自分の良心に従い公平誠実に「不起訴処分が正しかったかどうか」を判断します。

検察審査員に選ばれた方は、この制度の趣旨をご理解の上、御協力をお願いします。

◎ 問い合わせ先
立川検察審査会事務局 (所在地) 〒190-8571 立川市緑町10-4
TEL 042-845-0292 (ダイヤルイン)
裁判所ウェブサイト <https://www.courts.go.jp/kensin/>

宿泊税の課税を再開しました

東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に伴い、令和3年9月30日まで宿泊税の課税を停止しておりましたが、令和3年10月1日より宿泊税の課税を再開しました。

◎ 問い合わせ先 千代田都税事務所事業税課個人事業税班(宿泊税担当)
TEL 03-3252-7141(代表)
課税部課税指導課個人事業税班(宿泊税担当)
TEL 03-5388-2956(直通)

檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.64



「左から、高橋春香、工藤里奈、大倉悠揮、齊藤隼人、土井智子、土井卓哉」

どい たくや
土井 卓哉 (和田在住)

草刈りに始まり、草刈りに終わった2021年の夏、協力隊としての最後の夏を終えました。山や畑の管理に対して何も知らなかった私は、檜原村に来てその大変さや辛さを経験し感じる事ができたことに感謝しています。ご近所さんにいただく野菜や、私が製作する木工品に使用する木材など、人が携わった分だけそこには苦勞があり、ありがたさが詰まっていることに気づけたからです。

協力隊卒業後は、キャンプ場の経営と木工品の製造販売を行いたいと考えています。それに向けて只今活動中です。協力隊任期は残り半年を切りましたが、感謝の気持ちを大事に檜原村に定住するための準備を進めて参ります。

どい ともこ
土井 智子 (和田在住)

すっかり秋になり、山の景色も変わり始めて季節の移り変わりを日々感じています。私自身、協力隊員としての活動が残り半年となり、日々の仕事や考え方も変化をしています。協力隊1年目の頃はお手伝いとして、また家庭菜園として畑作業をやってきましたが、今となっては日々の暮らしの一部となり、卒業後にも仕事にもつなげていきたいと思っています。また村の皆さんの作品ともいべき農作物・工芸品を、卒業後は活用させて頂きたいと考えています。

その大切な作物のひとつとして、8月下旬には人里でナツハゼの収穫をお手伝いしました。熟れたナツハゼはまさに黒いダイヤモンド！ブルーベリーのような果実を手摘みで大切に収穫。甘酸っぱいジャムは上品な美味しさですので、是非一度食べてみてくださいね。

おおくら ゆうき
大倉 悠揮 (宮ヶ谷戸在住)



当時の翹箱のサンプルです。

協力隊となり、ちょうど2年が経ちました。コロナや台風など予期せぬことが立て続けにおき、まるでタイムマシンに乗ったような2年間でした。過去の仕事を振り返ると1年前のこの時期は翹箱作りがスタートした時期でした。懐かしみながらも、色々な事をさせていただいているのだと実感しております。

さて、秋も深まり紅葉の季節がやってきましたね。おもちゃ美術館もオープン1か月を切り慌ただしくなっております。什器も順調に運ばれ、正面を飾るツリーハウスも形が見えてきております。現在の小沢地区は、ひのほらファクトリーができたこともあり人の往来が多く、活気に満ち溢れていると思います。美術館オープン後は、それ以上に活気付くと思しますので、精一杯尽力していきたいです。

くどう りな
工藤 里奈 (出畑在住)

檜原村のとある山で現在も壊れることなく残っている炭焼き釜があります。少し前になりますが、貴重な炭焼き釜を保持していくため、屋根掛けと周辺整備のお手伝いをさせていただきました！山の師匠達と3日間の山仕事をして、大事なことを沢山学ばせていただきました。檜原村に住み、少しずつ、確実に出来る事が増えています。「なんでも挑戦してみろ、経験はいつか役に立つから」ずっと大切にしていきたい言葉です。

さいとう はやと
齊藤 隼人 (上元郷在住)



地下足袋を履いて草刈りをする様子

秋の訪れを感じるようになりました。〇〇の秋！食欲、スポーツ、読書…。何をすることも気持ちの良い季節ですね！

少し前に、持っている便利なだと教えていただき、地下足袋を購入しました。初めて履いた時の足元の安定感は驚きでした。現在は、草刈りや畑作業などの屋外での活動で重宝しています。

檜原村に来て半年が経ちました。いつも温かく声を掛けていただき、ありがとうございます。日々檜原村の皆さんの温かさと繋がりを肌で感じています。まだまだ未熟者ではありますが、皆さんの力となれるよう頑張ります！ 今後ともよろしくお願い致します。



草刈り三昧だった2021年夏。



収穫は夢中になるくらい楽しい！



木の皮を鎌で剥いている私

学校だより



いま、檜原小学校では

体験のシャワーを通して

檜原小学校では、教室での学びに留まらず、子供たちが見たり、聞いたり、触ったり、といった五感を使用して学びを行う「体験のシャワー」を重視しています。子供たちが実際の体験を通して、学習と生活とのつながりを捉えたり、新たな課題を発見したりしながら、学びの必要性を子供自身が理解できるように進めています。

6月に行った「檜小まつり」では、「児童みんなが楽しめること、ごみを出さないこと。」に留意して、子供たち自身が企画・運営を行いました。企画をしていく中で、「みんなが楽しむためには、学年ごとのルールを作ればいいのか。」「がんばった人を発表したらうれしいのではないか。」など「檜小まつり」をよりよいものにしようと、自分たちで課題を見付け、解決していく姿が見られました。

ふるさと檜原学習の1つである「3年生のしいたけ栽培」では、ほだ木にしいたけ菌を打ち込む作業を行いました。作業を通して、「栽培している人たちは、大変な仕事だな。」「大切に育てて、立派なしいたけを作って食べたい。」などと働く人への尊敬の気持ちや食べ物の重要性などに気付いていました。

このような「体験のシャワー」を通して、子供たちの意欲や友達と協力する姿勢などを大切に育てていきたいと思えます。



檜小まつり【コイン落とし】



【ゴールバスケット】



ふるさと檜原学習【ほだ木づくり】

【10・11月のおもな学校行事予定】

予定は変更になることがあります。

10月 1日(金)	図書館訪問(1~4年) 東京グローバルゲートウェイ訪問(4年)	11月 1日(月)	社会科見学(4年)
10月 6日(水)	避難訓練	11月 5日(金)	避難訓練
10月 7日(木)	元気アップ集会 お店見学(3年) 臨海学園(5年)8日(金)まで	11月 8日(月)	地域芸能鑑賞会
10月11日(月)	元気アップウィーク始	11月 9日(火)	夢・未来プロジェクト
10月14日(木)	音楽集会	11月11日(木)	体育集会
10月21日(木)	警視庁音楽隊鑑賞教室	11月18日(木)	消防署見学
10月22日(金)	生活科見学(1・2年)	11月19日(金)	南地域巡り(3年)
10月26日(火)	東京グローバルゲートウェイ訪問(6年)	11月22日(月)	ユニセフ集会
10月29日(金)	下水道出前授業	11月24日(水)	ユニセフ募金(25日まで)
		11月26日(金)	展覧会
		11月27日(土)	マラソン大会・展覧会

檜原村スポーツ推進委員が オンライン研修に参加しました

9月18日(土)に、令和3年度東京都スポーツ推進委員研修会が、各市町村の会場に分散し、オンラインにより開催されました。芦川雅一会長をはじめ6名の檜原村スポーツ推進委員が参加しました。

当日は、新型コロナウイルス感染防止を十分に講じた上で、講師による実技と講演が実施され、他地域のスポーツ推進委員と交流を図りました。



❗️コロナ対策へのご協力をお願いします!

「マスクの着用」「3密の回避」「手洗い・消毒」などの基本的な感染症対策を徹底しましょう。

本誌に掲載されております各種事業等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後延期・中止となることがありますので、ご承知おきください。

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話	日(曜日)	医療機関名	住所	電話
10月3日(日)	あきるの内科クリニック	あきる野市二宮1011	042-558-5850	24日(日)	草花クリニック	あきる野市草花2724	042-558-7127
10日(日)	いなメディカルクリニック	あきる野市伊奈477-1	042-596-0881	31日(日)	奥村整形外科	あきる野市下代継19-1	042-518-2730
17日(日)	清水耳鼻咽喉科クリニック	あきる野市五日市1039-1	042-596-6311				

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

* 午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 042-521-2323 携帯電話・PHSは#7119
 秋川消防署 TEL 042-595-0119
 東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (9月1日現在)

()内は前月比
 世帯数 1,147 世帯 (2世帯減) 人口 2,083 人 (2人減)
 男 1,037 人 (1人増) 女 1,046 人 (3人減)

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

～今月の表紙～ 「檜原村総合防災訓練」

村では、例年8月の最終日曜日に総合防災訓練を実施しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により消防団のみで実施しました。各ご家庭においても災害に備え、防災用品や避難経路等を改めて確認しましょう。